

## 住宅火災からあなたや家族の命を守る

# 住宅用火災警報器 設置・点検してありますか？



住宅用火災警報器は、消防法で全ての住宅に設置しなければならないことになっています。警報器を設置していない場合は、すぐに設置しましょう。警報器は、ホームセンターや電器店で購入することができます。価格はメーカーや種類、機能などによって異なります。

また、設置から約10年が経過すると、電池切れや本体の老朽化で火事を感じなくなる恐れがあります。「いざ」というときに適切に作動するよう、定期的に作動確認や電池交換を行いましょ。

### 点検

点検ボタンや、点検用の引きひもを引いて、警報音が鳴るかどうか確認しましょう。  
※機種によって点検方法は異なります。

### 清掃

定期的にはこりを取りましょう。また、汚れが付着しているときは、中性洗剤に浸し固く絞った布で拭き取りましょう。

### 交換

電池タイプのものは、定期的な電池の交換が必要です。また、本体についても設置から10年経過している場合は、交換を検討しましょう。



《設置が義務付けられている場所》  
・寝室、2階以上に寝室がある階段上部

《設置が推奨されている場所》  
・台所、居間など

## 設置により住宅火災時の死者数が大幅に減ります！

平成28年から30年までの3年間における住宅火災100件当たりの死者数は、警報器を設置している場合、設置していない場合に比べ、4割減となっています。

また、警報機の鳴動による火災の早期発見により、大事に至らなかった事例も多数報告されています。

住宅火災100件当たりの死者数(平成28~30年)

設置なし 11.1人

設置あり 6.8人

4割減

(総務省消防庁調べ)

## 町内で

# 食事券が使えます



新型コロナの影響による外出自粛に伴う生活支援として、町から子育て世帯に、7月1日現在、町内に住所のある高校生以下の子1人につき5,000円の食事券を配布しました。食事券が使えるお店を紹介しますので、ぜひ期間内にご使用ください。

使用可能期間 令和2年10月1日(木)~令和3年2月28日(日)

### ①デザートハウス ニース

住所 字中央73-31  
営業時間 午前10時~午後5時  
定休日 不定休

### ②お梅茶屋

住所 字中央7-28  
営業時間 正午~午後7時  
定休日 不定休  
その他 前日までに要予約  
(☎76-2556)

### ③ピンネ荘

住所 字総進254-2  
営業時間 午前10時~午後6時  
(そばは午後2時まで)  
定休日 不定休  
その他 要予約  
(☎76-3456)

### ④ドライブインピットイン

住所 字中央49-36  
営業時間 午前10時30分~午後7時  
(日曜は午後2時30分まで)  
定休日 不定休  
その他 食事券の利用は午後3時まで

### ⑤スキー場ロッジ食堂

住所 字総進294-1  
営業時間 スキー場オープン期間中(午前11時~午後2時30分)  
定休日 不定休

### ⑥サンヒルズ・サライ

住所 字総進188-5  
営業時間 午前11時~午後2時30分  
定休日 月曜日(月2回)  
その他 テイクアウトにも使用可

### ⑦グリーンパークしんとつかわ

住所 字総進189-1  
営業時間 午前11時30分~午後3時  
午後4時30分~午後8時  
定休日 無休

### ⑧Cross Lab Donut&Cafe

住所 字中央18-20  
中央ビル1階  
営業時間 午前10時~午後5時  
定休日 日・月曜日(祝日の場合翌日)  
その他 テイクアウトにも使用可

### ⑨レストランくじら

住所 字中央5-1  
営業時間 午前11時~午後2時30分  
定休日 月曜日(祝日の場合翌日)

### ⑩アトリエ ロカル

住所 字中央7-11  
営業時間 午前11時~午後4時  
定休日 水・日・土曜日(第4のみ営業)  
その他 テイクアウトにも使用可



※店舗の詳細は、食事券に同封した食事券取扱店舗一覧をご覧ください。

# 高齢者世帯などの除雪費の助成

町では、避難通路確保のための除雪サービスのほか、**除雪作業を行うことが困難な高齢者世帯などに対し**、除雪委託業者などに支払った費用の一部を助成し、経済的負担を軽減し在宅生活を支援します。

## 対象者

町内に住所を有して居住している方のうち、世帯員全員が町民税非課税で、次の要件のいずれかに該当する方です。

- 70歳以上の高齢者
- 身体障がい程度等級1級、2級など

### 注意

- いずれも、70歳未満の方がいる世帯（2世帯住宅も含む）は対象外です。
- 年齢の基準日は令和2年11月15日(日)です。

## 助成額、対象となる作業

- 助成額 業者に支払った額の1/2（千円未満は切り捨て、限度額は5万円）
- 対象作業 ①玄関前から道路までの生活道路や置き雪  
②屋根の雪下ろし、窓の除雪



## 対象期間

令和2年11月15日(日)から令和3年3月31日(水)までの除雪作業が対象となります。

※助成金申請は、対象期間内に1回のみ可能です。

## 申請手続き

10/20～

ゆめりあに  
利用申請

※対象者の確認を  
行います

11/15  
～3/31

- ①業者と契約
- ②除雪作業
- ③業者へ支払い

ゆめりあに  
助成申請

※業者との契約書には作業内容、作業期間、契約金額の記載が必要です。

※助成金の申請には、契約書と領収書の写しが必要です。